

R7 学校いじめ防止基本方針

古河市立小堤小学校

1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

(1) いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) 基本理念

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。したがって、本校では、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として、すべての児童がいじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめ防止等のための対策を行う。

2 いじめに向き合う学校及び教職員の責務

(1) いじめ防止への学校及び教職員の責務

いじめが行われず、すべての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらに、その再発防止に努める。

(2) いじめに向き合う教師の姿

- ① 児童に寄り添い、一緒に活動する。
- ② 児童の変化を敏感に感じ取り、迅速に関わる。
- ③ 常に児童の身になって考えようとする。
- ④ 日頃から人権を尊重したことばづかいに心がける。
- ⑤ 児童の努力を認め、励ましのことばをかける。
- ⑥ 宿題や日記等の提出物にいち早く目を通し、言葉をかけ見守る。

3 いじめの防止等のための対策の基本となる事項

(1) 基本施策

① 学校におけるいじめの防止

ア 「いじめはどの学校・どの児童にも起こりうること。」という基本認識に立ち掲げ、弱い者いじめや卑怯なふるまいをしない、見過ごさないことに組織的に取り組む。

イ 児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流能力の素地を養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。

ウ 保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめ防止に資する児童が自主的に行う各種活動に対する支援を行う。

エ いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置として、人権標語・作文の募集やいじめフォーラム・人権集会等を実施する。

② いじめの早期発見のための措置

ア 日常の観察

- ・児童のささいな変化に気づく。
- ・気づいた情報を確実に把握・共有する。
(５Ｗ１Ｈ…いつ、どこで、誰が、誰と、何を、どのように)
- ・情報に基づき、速やかに対応する。

イ いじめ調査等

いじめを早期に発見するため、在籍する児童に対する定期的な調査を次のとおり実施する。

- ・児童対象いじめアンケート調査 年３回（７月、１２月、２月）
- ・保護者対象アンケート調査 年２回（７月、１２月）
- ・教育相談を通じた学級担任による児童からの聞き取り調査
…年３回（６月・１１月・２月）

ウ いじめ相談体制

児童及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう次のとおり相談体制の整備を行う。

- ・緊急スクールカウンセラーの活用
- ・いじめ相談窓口の設置（保健室）

エ いじめ防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上

いじめ防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置づけて実施し、いじめ防止等に関する職員の資質向上を図る。

オ インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

児童及び保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し及び効果的に対処できるように、必要な啓発活動として、情報モラル研修会等を行う。

(2) いじめ防止等に関する措置

① いじめ防止等の対策のための組織「いじめ防止対策委員会」の設置

いじめ防止等を実効的に行うため、次の機能を担う「いじめ防止対策委員会」を設置する。

<校内いじめ防止対策委員会構成員>

- ・校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、特別支援コーディネーター、教育相談担当、スクールカウンセラー

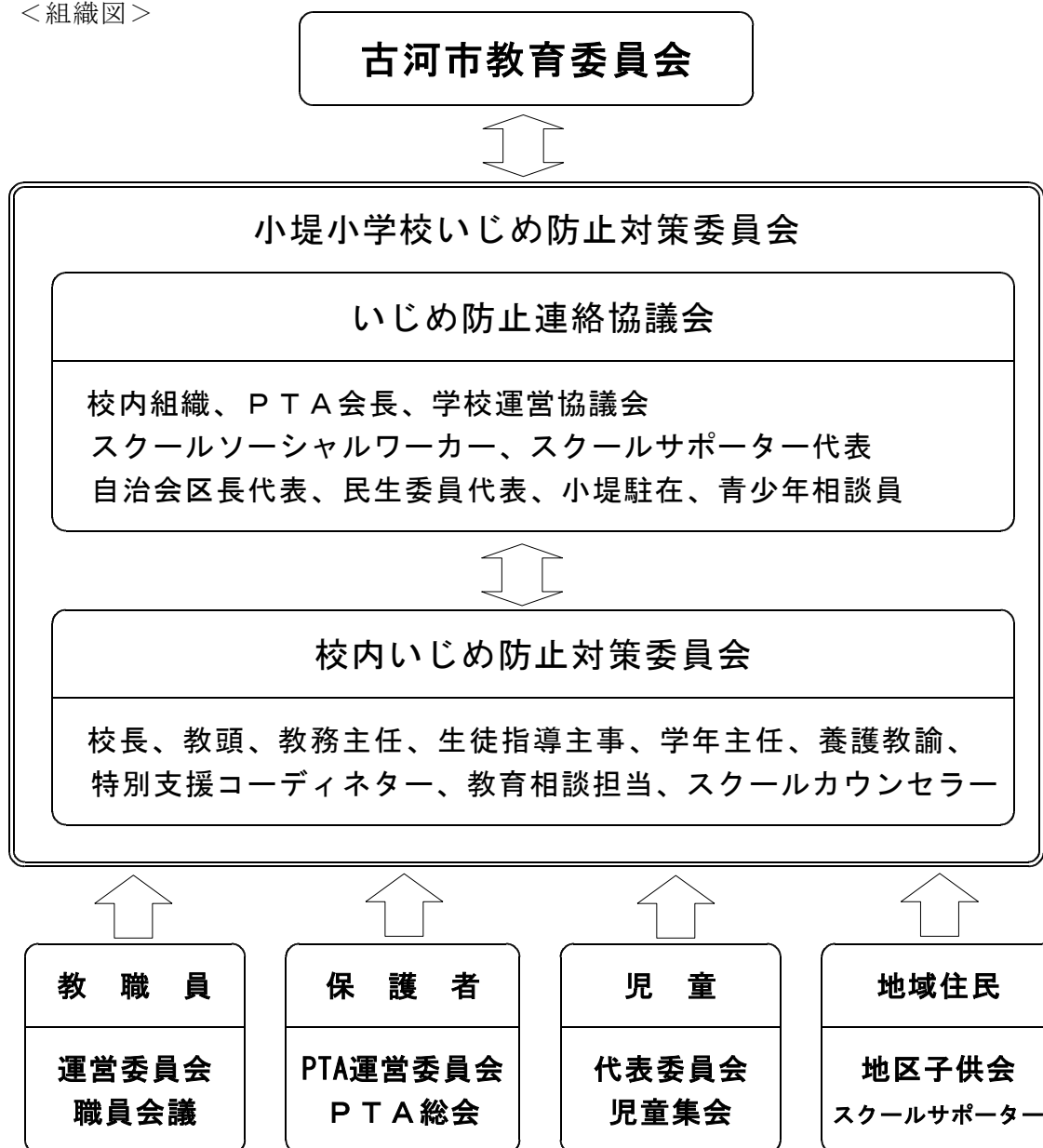
<いじめ防止連絡協議会構成員>

- ・校内組織、ＰＴＡ会長、学校評議員、ＳＣ、ＳＳＷ、スクールサポーター代表、自治会区長代表、民生委員代表、小堤駐在、青少年相談員
- ・その他、校長の判断により、必要に応じて人権、心理、福祉、発達障害等に関する専門的な知識を有する者を参加させる。

<組織に関する要項>

- ・基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正
- ・いじめ相談・通報の窓口
- ・いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有
- ・いじめの疑いに係る情報があった場合は、緊急会議を開き、いじめ情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携

<組織図>



<開催>

- ・校内いじめ防止対策委員会を月1回、いじめ防止連絡協議会を年1回を定例会とし、いじめ事案発生時は緊急開催とする。

② いじめに対する措置

- ア いじめに係る相談を受けた場合は、速やかに事実の有無の確認を行う。
- イ いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- ウ 「いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。
- エ いじめの関係者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- オ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。

(3) 重大事案への対処（いじめ防止対策推進法第28条）

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、重大事案として速やかな対処を行う。

① 重大事案の定義

- ア いじめにより当該学校に在籍する児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- イ いじめにより当該学校に在籍する児童が相当の期間学校を欠席すること（年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合を含む）を余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- ウ 児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った。」という申し立てがあったとき。

② 重大事態への対応

- ア 重大事態が発生した旨を、古河市教育委員会に速やかに報告する。
- イ 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ウ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- エ 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

(4) 学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せずいじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。

- ① いじめの早期発見に関する取組に関すること。
- ② いじめの再発を防止するための取組に関すること。